

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターが開設するペルヘ宮田デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及びおよび日常生活支援総合事業における第1号通所事業の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ペルヘ宮田デイサービス
- ② 所在地 岩手県奥州市水沢真城字宮田 53 番 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

従業者

管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

健康管理、健康指導を行うほか、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

介護職員 2人以上

利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

従業者は指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時15分とする
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする

(指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の利用定員)

第7条 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 23名(通常規模)

(指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の内容及び利用料等)

第8条

- 1 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。
 - ① 食事の提供
 - ② 入浴(一般浴)
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
- 2 食費として、650円を徴収する。(おやつ代を含む)
- 3 連絡帳の代金として、一冊当たり200円を徴収する。(初回時、再発行時)
- 4 その他の費用として、日常生活において通常必要となる費用、及び事業所がサービスの提供の一環として実施する行事やレクリエーション活動における費用で利用者が負担すべき費用は、利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り実費を徴収できるものとする。
- 5 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奥州市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第17条 指定通所介護および日常生活支援総合事業における第1号通所事業は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 業務継続に向けた計画の策定

(2) 業務継続に向けた研修の実施

(3) 業務継続に向けた訓練(シュミレーション)の実施

6 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(1) 感染発生及びまん延等に関する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 感染症対策の指針の整備

(3) 感染発生及びまん延等に関する研修の実施

(4) 感染発生及びまん延等に関する訓練(シュミレーション)の実施

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高齢者地域福祉サポートセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附 則

この規程は、平成28年11月15日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。